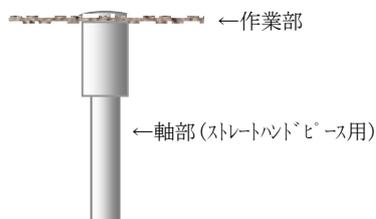


歯科材料 09 歯科用研削材料(C0900)
一般医療機器 歯科技工用ダイヤモンド研削材(70902000)

ポリダイヤモンド

【形状・構造及び原理等】

1) 形状・構造



作業部径：φ22mm、φ19mm、φ13mm

最高許容回転数：φ22、φ19 15,000 r.p.m.
φ13 25,000 r.p.m.

種類（色）	粒度
黄（スカルト）	#100
緑（スカルト）	#120
茶（スカルト）	#200
黄	#400
赤	#800
柿	#1500

材質

作業部：ダイヤモンド砥粒、ポリイミド
軸部：ステンレス鋼

【使用目的】

ダイヤモンド研削材で、歯科補綴物、
模型等の研削、研磨に用いる。

【操作方法又は使用方法等】

本材をハンドピース、歯科技工用回転機器及び歯科用駆動装置に
装着し、回転させる。作業部を被研削・研磨物に接触させ、研削・
研磨を行う。

【使用上の注意】

- 1) 目的外使用の禁止【使用目的】の用途以外には使用しないこと
- 2) 二次加工の禁止 破損等の原因になるので曲げ、切削、打刻等（改造）の禁止
- 3) 損傷、ひび割れ、変形（軸部のキズ、曲がり 等）がある場合使用を中止すること
- 4) 使用前、使用后に点検を行い、汚染がある場合は完全に除去すること
- 5) 整備点検された歯科用、及び歯科技工用回転駆動装置の内、回転数を指定回転数以下で安定して使用できるものを回転駆動力とすること
- 6) 使用する機械製造者の指定に従って軸を振れ、ガタ、緩み、の無いよう確実にチャッキングさせること
- 7) 本材、及び切粉の飛散に備え保護カバー、集塵等をして周囲の安全を確保すること
- 8) 目の損傷を防ぐために、保護メガネ等を使用すること
- 9) 使用する機械製造者の指定に従って軸を振れ、ガタ、緩み、の無いよう軸長の2/3以上確実にチャッキングさせること
- 10) 最高使用回転数を超えて使用しないこと
- 11) 予め患者の口腔外で回転させて、安全を確認すること
- 12) 本材を資格者以外、使用目的、使用方法を知らない者に使用させないよう適切に管理する事

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

【貯蔵・保管方法】

- ・ 湿気、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避ける
- ・ 外圧（物理的負荷）及び汚染を避ける
- ・ 無資格者や目的外使用を避けるため適切に保管すること

【包装】

●ポリダイヤモンド / オーロラポリダイヤモンド

- ・ 1本入り
- ・ 3本入り
- ・ 6本入り
- ・ セット

※包装の種類、形状、入数については予告なく変更することがあります。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】*

製造販売元・製造元：株式会社 マシンツール中央
住所：〒663-8241
兵庫県西宮市津門大塚町7-5

問い合わせ電話番号：0798-37-0270
メールアドレス：mtc@mt-chuo.jp
Web サイト：https://mt-chuo.jp/